

大阪市公告第29号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年6月20日

大阪市長 横山 英 幸

1 担当部局

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋1丁目16番5号 もと今宮小学校2階
大阪市教育委員会事務局
学校運営支援センター事務管理担当（管理グループ）
電話 06-6115-7679

2 入札に付する事項

(1) 案件名称

令和7年度学校運営支援センター古紙等売払（単価契約）

(2) 売払物品及び予定数量

売払物品		予定数量
古紙等		約7,400kg
内訳	機密文書	約5,710kg
	シュレッダーくず	約1,300kg
	段ボール	約360kg
	雑誌等	約30kg

※梱包している箱については、大きさ・形状は統一されていないものがある。

※ホッチキス針やゼムクリップ等紙繊維成分以外の異物が含まれている場合がある。

※数量は、あくまでも予定数量であり、実際とは大きく差異がでることがある。

3 売払物品の特質等

仕様書による。

4 引取期限

令和8年3月31日

5 売払物品保管場所

仕様書による。

6 入札参加資格

(1) 令和7・8・9年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、本市契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に本市物品売払入札参加承認申請を行うこと。ただし、令和7年7月4日（金）までに参加承認を受けていない場合は、入札に参加することができない。

（参加承認申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※令和7・8・9年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書（令和7・8・9年度分）からダウンロードすること

エ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては、市区町村発行の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの、写しは不可）

オ 法人にあつては、履歴（現在）事項全部証明書の写し（発行後3か月以

内のもの)

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

7 仕様書の交付場所

教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記1に同じ。）

8 入札参加申請

(1) 申請書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。

①入札参加資格審査申請書

②入札参加資格審査資料

・令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証（写）

・廃棄物再生事業者登録証（写）

※事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること

(2) 受付期間

公告の日から令和7年7月4日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。）、午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

(3) 受付場所

担当部局（上記 1 に同じ。）

(4) 申請書類は、入札参加申請期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された資格審査資料は、無断で他に使用しない。

9 入札参加資格の審査等

入札参加申請受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

10 契約条項を示す場所

教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記 1 に同じ。）

11 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行の日時

令和 7 年 7 月 14 日（月）午前 10 時

(2) 入札執行の場所

大阪市西成区天下茶屋 1 丁目 16 番 5 号 もと今宮小学校 2 階

大阪市教育委員会事務局

学校運営支援センター入札室

12 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者

(2) 入札参加申請期限までに申請しなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

- (3) 入札参加申請期限日から入札執行日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）に記載する金額には、売払物品 1 kgあたりの単価（小数第 2 位未満の端数切捨て）とし、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載されている個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載されている個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上を指定期限（入札執行日翌開庁日午後 5 時）までに納付すること。契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約書作成の要否 要

15 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札（2 回目以降の入札）の場合にあっては、前回最高入札価格以下の

価格でした入札

- (3) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

16 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

17 その他

- (1) 本契約は売払物品 1 kgあたりの単価契約とする。
- (2) 14-(2)の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (6) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

18 問合せ先

(仕様書・売払物品に関する問合せ先)

教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当

管理グループ (管理)

電話 06-6115-7647

(入札・契約に関する問合せ先)

教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当

管理グループ (調達)

電話 06-6115-7679

(教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当)